

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 90

◆ 目次

1. 主要トピック

ARIPO

- ・ ARIPO——今後の活動計画
- ・ アフリカにおける特許審査スキルの向上を支援する ARRET 研修

アンゴラ

- ・ アンゴラが DESIGNClass 参加と同時に TMClass の範囲を統一データベース(HDB)に拡張

ケニア

- ・ 健全な知的財産権を通じてケニアの着実な産業化を

ナミビア

- ・ WIPO 事務局長のナミビア訪問——イノベーションに関するエコシステム開発の支援を確約

ナイジェリア

- ・ WIPO の IP ラボが第 2 段階の育成強化の対象となるスタートアップ企業 21 社を選出
- ・ 著作権侵害に対処する知財裁判所の設立に向けた利害関係団体の動き
- ・ NCC /ナイジェリア税関が著作権侵害に対する水際作戦を強化

OAPI

- ・ OAPI 異議申立委員会の開催

南アフリカ

- ・ 南アフリカの模倣品対策
- ・ 南アのクリエイティブ産業と経済にとって著作権法案は深刻な脅威とする声 —— 国益を損なう問題が続出
- ・ 大手スーパーマーケットチェーンによる詐称通用（パッシング・オフ）が問題となった知財事案で重大な判決

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ 2024 年度の知的財産学修士課程

- ・「アフリカの成長と機会」(AGOA)に関する民間セクターのフォーラムで米国の商務副長官ドン・グレイヴス氏が発言
- ・医療の安全性強化のためには知的財産保護が急務、と複数の専門家が力説
- ・知的財産権がアフリカの消費者に及ぼす影響
- ・アフリカにおける商標：錯綜した現状の解明

ARIPO

- ・ボツワナがARIPOの重要な会合を主催
- ・OAPIが僚友機関のARIPOと並走
- ・ARIPOの議長職

カーボベルデ

- ・経済成長を助ける賢明な知財計画

レソト

- ・レソト科学技術アカデミー(LAST)、南アフリカ科学アカデミー(ASSAf)、ボツワナ科学アカデミー(BAS)がアフリカの研究者のために知的財産管理プログラムを開発

モロッコ

- ・知的財産権に関する広域研修
- ・CAPIが「2023/2024年度工業所有権リーダー認定証明書」の第7版を発行

ナイジェリア

- ・ナイジェリア著作権委員会(NCC)のポート・ハーコート事務所が著作権侵害に関して書籍商に注意喚起

南アフリカ

- ・AfrIPIが「Poutargue Imraguen」(イムラグエン産カラスミ)の地理的表示登録を推進
- ・中小企業が南アフリカで商標登録を行う際の手続、登録場所および登録内容—よくある誤解を一気に解消— 第1部
- ・その知的財産、本当にあなたの所有物ですか？

◆ ニュース

1. 主要トピック

ARIPO

• **ARIPO——今後の活動計画¹**

LinkedIn に投稿された記事によれば、ARIPO の Bemanya Twebaze 長官は同機関の会合について以下のように発言している。

- ARIPO 加盟国は、「2022-2026 年 ARIPO 戦略プラン」(ARIPO Strategic Plan 2022-2026)、アフリカ連合の「アジェンダ 2063」(Agenda 2063)、WIPO の「開発アジェンダ」(Development Agenda) および国連の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) に示された枠組みの範囲で、アフリカの社会経済的な発展のための知的財産の活用を粛々と取り組んでいる」。
- ARIPO の目標は、特に「医薬品の入手、食品の安全性、浄水の確保、雇用の創出その他の生活上の問題」に対処しつつ、知的財産が「普通の人々に通じる常識」となるようにすることである。

• **アフリカにおける特許審査スキルの向上を支援する ARRET 研修²**

AfrIPI のサイトに掲載された記事によれば、欧州特許庁 (European Patent Office (EPO)) と AfrIPI は、「ARIPO 特許審査研修プログラム」(ARIPO Patent Examination Training ; ARPET) に新たな履修科目を追加することにより、かねてから同プログラムの拡充に取り組んできたという。

こうして発足した追加研修は、EPO の専門家が特許審査官に新たなガイダンスを提供することにより、積極的に審査官たちの特許審査経験の深化を図るという目標を掲げて、2023 年 10 月 16 日から同月 25 日にかけてハラレの ARIPO 事務局で実施された。

上とは別の記事³の中で、ARIPO の特許審査研修 (ARRET) を修了した研修生 30 名に対し ARIPO が公的に祝辞を述べたと報じられている。こうして、研修終了の資格を得た特許審査の専門家 30 名は、今後は各自の国で職務に従事することとなった。

¹ <https://www.linkedin.com/feed/hashtag/?keywords=ip4economicgrowth> (2023.11.20)

² <https://afripi.org/en/news/boosting-patent-examination-skills-africa-supported-arpet-training> (2023.11.10)

³ https://www.linkedin.com/posts/afripi_arpet-afripi-aripomemberstates-activity-7127943056162480128-Fnxl?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.11)

アンゴラ

・アンゴラが DESIGNClass に参加と同時に TMClass の範囲を統一データベース（HDB）に拡張⁴

アンゴラ産業財産庁（Angolan Institute of Industrial Property）は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の意匠電子出願制度である DESIGNClass に 2023 年 10 月 30 日付で参加し、今後は製品表示に関する DESIGNClass の統一データベース（HDBPI）の用語リストを承認・使用することとなった。

それと同時に、アンゴラは今後、商標分類に関して EUIPO の商標電子出願制度 TMClass の統一データベースの用語リストを使用する予定である。DESIGNClass は統一製品表示のためのオンライン検索ツールで、30 の言語を用いて製品表示の検索と翻訳を行う機会をユーザーに提供している。これに対し、TMClass/HDB のユーザーは、37 の言語を用いて分類用語の検索と翻訳を行うことが可能である。

ケニア

・健全な知的財産権を通じてケニアの着実な産業化を⁵

ケニアの模倣品取締機関（Anti-Counterfeiting Authority ; ACA）が公表した記事は、模倣品がもたらす脅威を論じるとともに、強力な知的財産制度を施行することの重要性について述べている。この記事には、ACA に関する以下のような情報も記載されている。

- ACA は、さまざまな国内団体および国際団体との強力な同盟関係を保っている。主だった国内団体にはケニア製造業者協会（Kenya Association of Manufacturers）、ケニア民間セクター連合（Kenya Private Sector Alliance）、東アフリカ荷主協会（East African Shippers Council）、東アフリカの産業界、各種の消費者保護団体などがあり、国際団体としては国際刑事警察機構（インターポール）、欧州連合、国際商標協会などが挙げられる。
- ACA は、公開フォーラム、巡回説明会、公報キャンペーン、展示会等の多彩なプログラムを実施している。
- ACA は「知的財産の保護とエンフォースメントに関する国際シンポジウム」（International Symposium on Intellectual Property Protection and Enforcement）を毎年実施している。

ナミビア

・WIPO 事務局長のナミビア訪問——イノベーションに関するエコシステム開発の支援を確約⁶

WIPO 事務局長の Daren Tang 氏は 2023 年 11 月 23 日、2 日間にわたるナミビア公式訪問を終えた。今回の訪問で特筆すべき成果は、副大統領および首相との会談であった。

⁴ <https://afripi.org/en/Angola-joins-DESIGNclass> (2023.10.30)

⁵ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/464-securing-kenyas-industrialization-through-robust-intellectual-property-rights> (2023.11.25)

⁶ https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2023/news_0054.html (2023.11.22)

これらの会談の席上、Tang氏は、ナミビアのイノベーション・エコシステムの強化をWIPOは引き続き支援していくと確約した。同国が目指すエコシステムは、成長と発展の推進に向けた政策の中核として知的財産権を位置付けている。

WIPOは目下より包括的な知財エコシステムを構築しつつあり、スタートアップ企業、中小企業(SME)、女性、若年層および先住民民族に注目している、とTang事務局長は語った。

ナイジェリア

・WIPOのIPラボが第2段階の育成強化の対象となるスタートアップ企業21社を選出⁷

WIPOナイジェリア事務所(WNO)は最近、ナイジェリアで初の試みとなるWIPOのIPラボ・プログラム(IP Labs program)の第2段階の実施対象として、優秀なスタートアップ企業21社が選出されたと発表した。

選出されたスタートアップ企業は様々な分野で活動しており、農業技術、ヘルステック、クリーンエネルギー、フィンテック、廃棄物管理など、その活動範囲は多岐にわたっている。同プログラムの第2段階は2023年10月30日(月)から開始され、幕開けとして「知財マネジメント・クリニック」が実施される。

・著作権侵害に対処する知財裁判所の設立に向けた利害関係団体の動き⁸

ナイジェリア知的財産協会(Intellectual Property Law Association of Nigeria; IPLAN)、ナイジェリア映画監督協会(Directors' Guild of Nigeria; DGN)、ナイジェリア著作権委員会(Nigerian Copyright Commission; NCC)、マルチチョイス・ナイジェリア(Multichoice Nigeria; 有料衛星放送事業者)の4つの団体は、専門の知的財産裁判所(知財裁判所)をナイジェリアに設立するという構想をかねてから温めてきた。

これらの団体は、知的財産を侵害した者が犯罪者として処罰されることを望んでおり、自分たちが提案する裁判所の設立によって全国的に侵害行為が減少し、雇用創出が促進されると主張している。

・NCC/ナイジェリア税関が著作権侵害に対する水際作戦を強化⁹

2023年11月21日、ナイジェリア著作権委員会(Nigerian Copyright Commission; NCC)とナイジェリア税関(Nigeria Customs Service; NCS)は、協力体制の強化と新たな著作権侵害取締り戦略の開発について合意したと発表した。この発表では、以下のような点が指摘されている。

- 著作権侵害行為によってクリエイティブ部門が被る壊滅的な状況。

⁷ <https://techpoint.africa/2023/10/30/wipo-ip-labs-selects-top-21-startups-for-phase-2-acceleration/> (2023.10.30)

⁸ <https://guardian.ng/news/stakeholders-seeks-intellectual-property-court-to-tackle-piracy/> (2023.11.24)

⁹ <https://copyright.gov.ng/ncc-nigeria-customs-to-strengthen-border-controls-against-copyright-piracy/> (2023.11.23)

- 外国から輸入される著作物の真正品の通関を円滑に行うとともに違法な輸入品の検出をより容易にするため、NCCは輸入前の届出制度を導入する予定である。
- 著作権侵害を阻止するため、NCCが出版業者と協力して書籍に表示される侵害防止スタンプの導入に取り組んでいること。

OAPI

• OAPI 異議申立委員会の開催¹⁰

OAPIの発表によれば、OAPI異議申立委員会（Opposition Committee）が最近、商標に関する各種の異議申立を審理するために招集されたという。審理が行われたのは2023年11月28、29の両日であった。OAPIが発表した記事は、以下のような事実を明らかにしている。

- 商標に対する異議申立がOAPI長官に付託され、長官が異議申立委員会を招集したこと。
- 係争中の2つの商標の権利者双方（いずれも企業）と両者の法律上の代理人（特許弁護士等）が審理に出頭したこと。
- 審理の際に、すでに提出済みの書面に追加される新たな主張を提出する機会が、当事者双方または両者の法律上の代理人に与えられたこと。
- 今回審理された異議申立の件数は合計52件であること。

南アフリカ

• 南アフリカの模倣品対策¹¹

南アフリカにおける模倣品取引に関する記事が指摘するところでは、模倣品は正統な企業の成長を抑圧するだけでなく、法制度や商業システムを弱体化させ、健全な市場状況を崩壊させるという。

この記事は、模倣品が深刻な経済的リスクをもたらすと主張している。また、模倣品取引は、違法薬物取引やテロ行為などの組織犯罪と明らかに関連しているという。その後で、記事は以下のような事項を検討している。

- 模倣品対策のための特別法（模倣品取締法など）が提供する保護。
- 南アフリカ歳入庁が有する模倣品留置の権限。
- 各方面の当局が最近達成した成功事例。
- 模倣品問題に対する公衆の認知度を高める必要性。

¹⁰ <http://www.oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/833-quand-la-protection-des-marques-oppose-les-entreprises> (2023.11.30)

¹¹ <https://www.africanlawbusiness.com/news/19674-south-africa-s-fight-against-fake-goods> (2023.11.3)

・南アのクリエイティブ産業と経済にとって著作権法案は深刻な脅威とする声——国益を損なう問題が続出¹²

南アフリカのメディアが、南アフリカ著作権法のさまざまな改正案にまつわる深刻な懸念をまたもや蒸し返した。改正法案は議会で承認される可能性が極めて高い。上記の懸念を提起したのは、南アフリカ著作権連合（Copyright Coalition of South Africa；CCSA）と称する団体である。

著作権法改正案において何かと物議を醸している変更点の一つは、著作権の例外規定となる著作物の利用を「フェアディーリング」（fair dealing）の概念に基づいて定めた現行規定が、例外規定の範囲がはるかに広い「フェアユース」（fair use）に基づく規定に差し替えられているという点である。著作権者やコンテンツ創作者は、新たな「フェアユース体制」の下で多大な負荷を課されることになるだろう、という懸念が存在しているのだ。

・大手スーパーマーケットチェーンによる詐称通用（パッシング・オフ）が問題となった知財事案で重大な判決¹³

南アフリカの知財法に基づき言い渡された判決——Shoprite Checkers (Pty) Ltd v Pick 'n Pay Retailers (Pty) Ltd (12098/22) [2023] ZAWCHC 285 (17 November 2023)——の中で、被告となった南アフリカの大手中売チェーン Pick 'n Pay Retailers に対する有罪判決が裁判所から言い渡された。被告の罪状は、自社の商品である高級食料品をライバルの小売業者 Shoprite Checkers の取扱商品であるかのごとく装い、詐称通用（パッシング・オフ）を行ったことである。

これら2つの小売業者が自社の取扱商品に用いている名称は全く異なるものであるにも関わらず、Pick 'n Pay は Shoprite Checkers の商品の外観(特に色)を模倣することにより自社の商品を Shoprite 社の商品として詐称通用させたと裁判所は判断した。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・2024 年度の知的財産学修士課程（2023 年 11 月 1 日）

https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_do-you-have-a-passion-for-intellectual-property-activity-7125424489156255744-Z_Pr/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

- ・「アフリカの成長と機会」（AGOA）に関する民間セクターのフォーラムで米国の商務副長官ドン・グレイヴス氏が発言（2023 年 11 月 2 日）

<https://www.commerce.gov/news/speeches/2023/11/remarks-deputy-secretary-commerce-don-graves-africa-growth-and-opportunity>

¹² <https://www.bizcommunity.com/Article/196/17/243785.html> (2023.11.15)

¹³ <https://www.saflii.org/za/cases/ZAWCHC/2023/285.pdf> (2023.11.17)

- ・医療の安全性強化のためには知的財産保護が急務、と複数の専門家が力説（2023年11月8日）

<https://www.techinafrica.com/experts-emphasize-urgent-need-for-intellectual-property-rights-to-boost-medicine-security-in-africa/>

- ・知的財産権がアフリカの消費者に及ぼす影響（2023年11月21日）

<https://www.liberianobserver.com/impact-intellectual-property-rights-african-consumers>

- ・アフリカにおける商標：錯綜した現状の解明（2023年10月10日）

<https://www.managingip.com/article/2cavx95ajabroynbkka2o/expert-analysis/local-insights/trademarks-in-africa-bringing-clarity-to-a-complicated-picture>

ARIPO

- ・ボツワナがARIPOの重要な会合を主催（2023年11月9日）

<https://www.aripo.org/public/news/Botswana+to+Host+2023+ARIPO+Governing+Bodies+Sessions-1699601773>

- ・OAPIが僚友機関のARIPOと並走（2023年11月）

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_%3F%3F%3F%3F%3F-%3F%3F%3F-%3F%3F%3F%3F%3F-%3F%3F%3F-%3F%3F%3F-activity-7132433109085487104-itbl/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

- ・ARIPOの議長職（2023年11月）

https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_botswana-ip-activity-7133034780958334976-clMG/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

カーボベルデ

- ・経済成長を助ける賢明な知財計画（2023年11月24日）

<https://www.worldipreview.com/contributed-article/cape-verde-clever-ip-schemes-to-help-grow-the-economy>

レソト

- ・レソト科学技術アカデミー（LAST）、南アフリカ科学アカデミー（ASSAf）、ボツワナ科学アカデミー（BAS）がアフリカの研究者のために知的財産管理プログラムを開発（2023年11月2日）

<https://www.africa-newsroom.com/press/lesotho-academy-of-science-and-technology-last-academy-of-science-of-south-africa-assaf-botswana-academy-of-science-bas-pioneer-intellectual-property-ip-management-programme-for-african-researchers?lang=en>

モロッコ

- ・知的財産権に関する広域研修（2023年10月27日）

<http://www.ompic.ma/fr/actualites/lompic-organise-une-formation-sur-la-propriete-industrielle-et-commerciale-au-profit-du>

- ・CAPIが「2023/2024年度工業所有権リーダー認定証明書」の第7版を発行（2023年11月10日）

<http://www.ompic.ma/fr/actualites/lancement-de-la-7eme-edition-du-certificat-danimateur-en-propriete-industrielle-capi>

ナイジェリア

・ナイジェリア著作権委員会（NCC）のポート・ハーコート事務所が著作権侵害に関して書籍商に注意喚起（2023年10月24日）

<https://copyright.gov.ng/ncc-port-harcourt-office-sensitizes-booksellers-against-piracy/>

南アフリカ

・AfrIPI が「Poutargue Imraguen」（イムラゲエン産カラスミ）の地理的表示登録を推進（2023年11月17日）

<https://afripi.org/en/news/afripi-boosts-poutargue-imraguen-registration-geographical-indication>

・中小企業が南アフリカで商標登録を行う際の手続、登録場所および登録内容－よくある誤解を一気に解消－第1部（2023年10月30日）

<https://www.cipc.co.za/?p=20133>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 90

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisherが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねま
す。